変更届【法人・役員変更】チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先（tel/fax/e-mailなど） |  |
| ↑書類のやり取りができるメールアドレス等を記入し、このチェックリストをつけてご提出ください。 |
| ■建築士事務所名称、建築士事務所所在地、法人事務所名称、法人事務所所在地 |
| ①変更届出書 |  | 該当事項欄に記入　署名・押印は不要 |
| ②役員名簿 |  | 建築士法上の役員を記入※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない |
| ③登記履歴事項全部証明書 （写し） |  | 3ヶ月以内に発行されたもの |
|  |  | 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること |
| ④理由書 |  | 法人名称、代表者氏名・役名の記載 |
|  |  | ※変更後2週間が経過した場合 |
| ■法人役員（申請者である代表取締役） |
| ①変更届出書 |  | 該当事項欄に記入　署名・押印は不要 |
| ②役員名簿 |  | 建築士法上の役員を記入※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない |
| ③略歴書 |  | 申請者氏名の記入　署名・押印は不要 |
| ④誓約書 |  | 法人名称、代表者氏名役名の記入　署名・押印は不要 |
| ⑤登記履歴事項全部証明書 （写し） |  | 3ヶ月以内に発行されたもの |
|  |  | 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること |
| ⑥理由書 |  | 法人名称、代表者氏名・役名の記載 |
|  |  | ※変更後2週間が経過した場合 |
| ■法人役員（申請者でない代表取締役・取締役等） |
| ①変更届出書 |  | 該当事項欄に記入　署名・押印は不要 |
| ②役員名簿 |  | 建築士法上の役員を記入※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない |
| ③誓約書 |  | 法人名称、代表者氏名役名の記入　署名・押印は不要 |
| ④登記履歴事項全部証明書 （写し） |  | 3ヶ月以内に発行されたもの |
|  |  | 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること |
| ⑤理由書 |  | 法人名称、代表者氏名・役名の記載 |
|  |  | ※変更後2週間が経過した場合 |

**建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和３年４月より】**

**ご提出いただくようになりました。**

[**http://www.ehime-shikai.com/architect/registry**](http://www.ehime-shikai.com/architect/registry)

**登記履歴事項全部証明書 は写しをご提出ください。**

愛指定様式２

|  |  |
| --- | --- |
| 一級[ ] 二級[ ] 木造[ ]  | 建築士事務所登録事項変更届 |
| 下記のとおり登録事項に変更が生じましたので、 | □建築士法第23条の５第１項 | の規定により届け出ます。 |
| □建築士法第23条の５第２項 |
| 愛媛県指定事務所登録機関一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 事務所法人 | 法人名称 |  |
| 建築士事務所 | 開設者役職・氏名 |  |
| 建築士事務所 | 所 在 地 |  |
| 建築士事務所 | 　名　　称 |  |
| 建築士事務所 | 登録番号 | 第 |  | 号 |
| 建築士事務所 | 登録年月日 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
|  |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 建築士事務所 | ふりがな名　称[ ]  |  |  | 令和　　年　月　　日 |
|  |  |
| 所在地[ ] 電話番号[ ]  | 〒 | 〒 | 令和　　年　月　　日 |
| TEL |  | TEL |  |
| 開　設　者 | 個　人 | ふりがな氏　名[ ]  |  |  | 令和　　年　月　　日 |
|  |  |
| 住　所[ ]  | 〒 | 〒 | 令和　　年　月　　日 |
| 法　人 | ふりがな　　名　称[ ]  |  |  | 令和　　年　月　　日 |
|  |  |
| 所在地 [ ]  | 〒 | 〒 | 令和　　年　月　　日 |
| 法人代表者役名氏名[ ]  |  |  | 令和　　年　月　　日 |
| 役　員[ ]  | 上記以外の役員変更者は第1号様式別添１へ記載のこと |  |
| 管理建築士 | ふりがな 　氏　名 [ ]  |  |  | 令和　　年　月　　日 |
|  |  |
| 免　許 [ ]  | 登録種別 | 一級・二級・木造 | 登録種別 | 一級・二級・木造 |
| 登録番号 |  | 登録番号 |  |
| 管理建築士　講　習[ ]  |  | 修了証番号 | 修了年月日 |
|  |  |
| 所属建築士[ ]  | 第１号様式別添２　所属建築士変更事項のとおり | 別紙記載 |

〔備考〕１　所属建築士の変更は建築士法第23条の5第2項、それ以外の変更は同条第1項となります。

２　変更事項欄の記入は変更のあった欄のみ記載してください。[x] 　チェックを入れてください。

３　法人の代表者・役員に変更があった場合には第１号様式別添１を、

所属建築士の変更があった場合には第１号様式別添２を必ず添付してください。

愛指定様式２別添１

**役員名簿**

〔記入方法〕１　「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。

２　全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にㇾをつけたうえで、

この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| ふりがな氏　名 | 役　職 | ふりがな氏　名 | 役　職 | 生年月日 |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |
|  |  |  | 男女 |  | 年　　月　　日 |
|  |  |

〔備考〕別紙　有□　無□

　　　　この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

添付書類（ハ）

**誓　　約　　書**

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

　令和年月日

登録申請者氏名又は名称

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長　殿

記

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　２　拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

　３　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

　４　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者

　５　建築士法第26条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）

　６　建築士法第26条第２項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

　７　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（９において「暴力団員等」という。）

　８　精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　９　暴力団員等がその事業活動を支配する者

　10　建築士事務所について建築士法第24条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者

　11　拘禁刑以上の刑に処せられた者（２に該当する者を除く｡）

　12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（３に該当する者を除く｡）

|  |
| --- |
|  |

〔記入注意〕１　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

２　２から９まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、　　　　　上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

|  |
| --- |
| **理　　由　　書** |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 愛媛県指定事務所登録機関一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長　様 |
|  | 住所（法人事務所所在地） |  |
|  | 氏名（法人事務所名称及び代表者氏名役名） |  |  |
| 建築士事務所の登録事項の変更については、建築士事務所の登録事項の変更については、[ ] 建築士法第23条の5第１項により、２週間以内に届け出なければならない[ ] 建築士法第23条の5第２項により、３ヶ月以内に届け出なければならないとなっていますが、下記の理由により届け出が遅れました。　今後、このようなことがないように留意します。 |
| 記 |
| 理由： |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |